

令和8年1月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

内閣府「性犯罪・性暴力被害者支援のための医療関係者向け研修」
開催の御案内（周知協力依頼）

時下ますますご清祥のことと拝察しお慶び申し上げます。

さて、この度、厚生労働省医政局より日本医師会を通じて、標記研修に関する案内がありました。

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられるよう、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下「ワンストップ支援センター」という）をはじめとした相談体制等の整備等の取組を行っており、被害者への医療的支援のためには、ワンストップ支援センターと医療機関等との連携が必要不可欠であるため、厚生労働省医政局と連携し、より多くの医療関係者等のみなさまにワンストップ支援センターを知っていただけるよう、リーフレット（別紙2）が作成され、周知等を進めているところです。

本研修は、医療機関等において性犯罪・性暴力被害者の診察や支援に関わる又はその可能性のある医療関係者等を対象として、支援に必要な知識に関する研修を実施するものです。詳細は募集要項（別紙1）をご参照ください。

つきましては、関係書類をお送りいたしますので、関係の貴会会員各位への周知につき、ご高配賜りますようお願いいたします。

※本研修は関係者のみが対象とされています。本案内や募集要項及び記載内容を関係者以外へ共有したり、不特定多数の方が閲覧できるSNSやインターネット上へ掲載したりすることは、お控えいただくようご留意ください。

【事務局】

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL 06-6763-7021 FAX 06-6764-0267
E-mail : kikaku@po.osaka.med.or.jp

**令和7年度 内閣府「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」
医療関係者等研修 募集要項**

1. 目 的

性犯罪・性暴力被害者（以下「性犯罪被害者等」という。）が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられる相談体制等の整備に向け、性犯罪被害者等の診察や支援に関わる医療機関等の医療関係者等を対象に、支援に必要な知識やスキルを習得するための研修を実施します。

2. 主 催 内閣府**3. 対 象**

- (1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の拠点病院及び協力・連携医療機関において、性犯罪被害者等の支援に当たる又は当たる予定の医療関係者等（医療ソーシャルワーカーを含む。）
- (2) 産婦人科、小児科、泌尿器科、肛門外科、救急科、外科、耳鼻咽喉科、精神科、心療内科等において、性虐待や性犯罪被害者等の診察や支援に当たる又は当たる可能性のある医療関係者等
- (3) 地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員（ワンストップ支援センター所管課職員及び同課と連携する衛生主管部局等の職員）
- (4) ワンストップ支援センターにおいてスーパーバイザーやコーディネーター等、医療機関との調整対応に当たる又は当たる予定の支援者等
- (5) ワンストップ支援センターにおいて又はその連携先として、性犯罪被害者等の支援を行っている又は行う予定の公認心理師等

4. 定 員 1,000名程度

※同じ端末から同一機関に所属する方の同席視聴可能です。

※同一メールアドレスで複数の端末からの視聴はできません。

※定員になり次第締め切ります。定員を超える場合、同一機関から複数名の申込は調整を行う場合があります。

5. 開催日時 令和8年2月5日（木）13：45～16：00**6. 開催方法** オンライン形式 Zoom ウェビナー使用
当日リアルタイム配信、後日録画配信あり（申込者のみ視聴可・期間限定配信）**7. 参加費** 無料 ※通信に必要な機器の準備及び通信料は受講者の御負担になります。

8. 内 容

13:45	開会
13:45～14:00	内閣府挨拶・説明（本研修の趣旨について）
14:00～15:00	講義「医療機関が担う性暴力被害者対応の実際 ～基本的な診察から証拠保全・裁判対応まで～」 種部 恭子（女性クリニックWe! TOYAMA 代表・産婦人科医）
15:00～15:10	休憩
15:10～16:00	質疑応答

9. 申込方法・期限等

(1) 申込方法 下記申込フォームのURL、又は二次元バーコードからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/qJDqDdffWp>



(2) 申込期限 令和8年1月28日（水）正午

※期限前であっても定員に達し次第締め切ります。

(3) 決定通知 申込フォームに記入いただいたメールアドレスにメールで通知します。

※上記申込期限後10日以上経過しても連絡がない場合は、
事務局にお問い合わせください。

10. 問合せ先

令和7年度「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」事務局

一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団（ドーン財団）

TEL：06-7494-3005（平日9：15～17：30）

E-mail：ken@dawn-ogef.jp

※注意事項

本研修は関係者のみを対象としているため、本募集要項及び記載内容の関係者以外への共有や、不特定多数の方が閲覧できるSNSやインターネット上への掲載は、お控えいただきますようお願いいたします。

医療機関のみなさまへ

性暴力の被害者に気付いたら…

ワンストップ支援センターに
ご紹介ください



「性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター」と 医療機関との連携のために 知っていただきたいこと

はじめに

このチラシは、医師や看護師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- レイプ(膣、肛門、口腔への挿入を伴う被害)、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- レイプドラッグなどによる被害もあります。
- 被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。



性暴力は、「性犯罪」となる 場合もあります

例えば…

- 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- 性的姿態等撮影罪 など



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科

救急科

小児科

泌尿器科

肛門外科

外科

耳鼻咽喉科

精神科

心療内科

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ
支援センターにご紹介ください。

などを受診する可能性があります。

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。



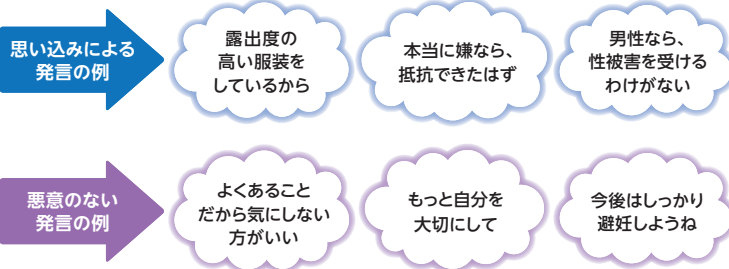
コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「二次被害」と言います。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。

二次被害防止の重要性についてご理解頂き、被害者に寄り添ったご対応をお願いします。



性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

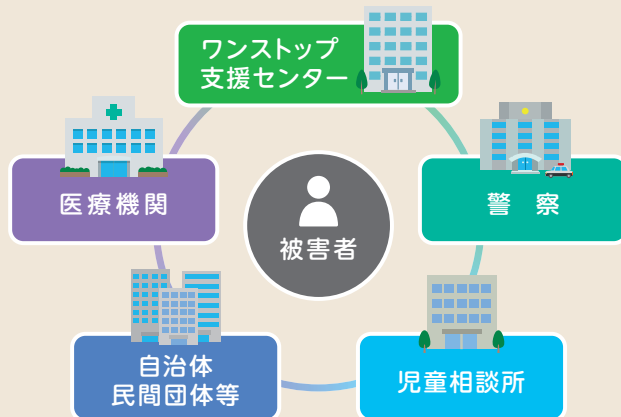
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターができること

ご本人の意思を尊重し、右記の支援を行います

相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性暴力の被害者を診察したら、ワンストップ支援センターにご紹介ください。

被害者に寄り添い、サポートします。

はやくワンストップ
全国共通番号「**#8891**」に電話すると、最寄りのセンターにつながります。
(ご相談は匿名でも承ります。)



ワンストップ支援センター全国共通番号

はやくワンストップ

短縮

#8891

ひかり電話

0120-8891-77

通話料無料
24時間365日

内閣府男女共同参画局HP

性犯罪・性暴力とは 内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

03-5253-2111 (代表)



厚生労働省医政局総務課

03-5253-1111 (代表)